

地域再生計画

1 地域再生計画の名称
自然とともに安心して暮らせる村づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称
宮崎県、宮崎県東臼杵郡西郷村

3 地域再生計画の区域
宮崎県東臼杵郡西郷村の全域

4 地域再生計画の目標

西郷村は、宮崎県の北部、東臼杵郡南部地方の中心に位置し、面積 138.32 k m²のうち約 90%は山林で占めるなど豊富な自然を有する中山間地域である。

この自然を生かした取り組みとして、本村中央部に位置する「おせりの滝」とその周辺部（県の緑地環境保全地域に指定）に遊歩道を整備するほか、本村を東西に横断する耳川沿いに「石峠レイクランド」を整備し、ウェイクボード大会や林業体験など各種イベントを開催するなど、地域間交流だけでなく自然に対する意識の高揚を図る事業を実施してきた。また、産業については、農林業を本村の基幹産業として米、栗、完熟きんかん、茶、しきみ、梨など本村の自然的条件（日中温度差、傾斜地等）を生かした産業の振興を図っている。

本村の生活環境としては、交通・通信体系の整備が遅れている状況にある。公共交通機関としては、本村内の唯一利用できる路線バスが、1日8便の運行である。また、村中心部から最寄の駅及び港については約30分、空港まで約150分、高速道路のインターチェンジまでは約90分かかる現状である。村内の道路網の状況については、国道388号が隣接する村との間に未改良区間が残っており、村道は108路線の総延長173,999mであるが、舗装率78.5%、改良率33.9%の状態である。林道については39路線開設延長129,011mであり、施行や木材搬出に寄与するだけでなく、集落間の連絡や、緊急時の代替ルートとして位置付けられているが、大部分が未舗装である。

現代の生活環境に必要な不可欠となっている情報・通信網については、村内全域がラジオの難視聴地域であるほか、テレビの難視聴地域や高速インターネット、移動通信機器が利用できない地域が点在している。

このことが、本村の若者定住の阻害要因となっており、近年過疎化・高齢化が進行（65歳以上の高齢者が36.3%を占めるとともに過去10年間の人口は約17%減少）している。また林業の構造的な不況などにより、農林業の担い手不足による耕作放棄地や手入れ不足森林の増加等が地域の大きな課題となりつつある。

このため、本村では自然環境を生かしつつ利便性と快適性が確保された生活環境の形成を図り、活力ある中山間地域の再生を目指し下記のとおり推進する。

(1) 自然環境を活かした地域づくり

本村の地域再生のためには、本村の基幹産業である農林業を軸とした地域産業を振興し、将来にわたって生活の安定を確立することが基本条件である。このため、生産基盤を整備し、農林業の省力化や生産性の向上、流通コストの削減を図る。また、過疎化が進行している本村にとっては、交流人口の増加による地域づくりを進めていく必要がある。ことため、本村の農林産資源・水資源を活かしたグリーンツーリズム等に取り組むほか、中山間地域にありながら日射状況が良いことから（全天日射量約13.5MJ/m²・日）太陽の恵みを活かした新エネルギー等にも取り組み、自然環境の保全を図る取り組みも充実させる。

（２）利便性と快適性が確保された地域づくり

道路は、村民の日常生活及び経済の健全な発展を図るため極めて重要な役割を担っており、欠くことのできない社会資本である。道路網の整備を図ることは、産業の振興、定住条件の改善、活力と魅力ある地域づくりの形成だけでなく、利便性と安全性を確保するうえで依然として緊急な課題であるため、改良・舗装工事を中心とした整備を図る。

テレビ難視聴地域においては、今後サービス提供される地上波デジタル放送の受信状況を踏まえ、村内全域での解消を目指す。また、ラジオや移動通信設備、高速インターネットについてもサービス利用可能エリアを拡大するなど生活環境を整備することを目指し、若者の定住化を促進する。

（目標１）農林産物流通の効率化（集出荷時間の15%減少）

（目標２）交流人口の増大（入込み客数の増加 209,000人 210,000人）

（目標３）通信網の整備

（テレビ難視聴地域の解消	村内全域）
（幹線（国道）沿いの携帯電話通信エリアカバー率	100%）
（インターネット利用環境（ブロードバンド化）	村内全域）

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

自然環境を生かした地域づくりとして、気象条件や地形等本村の自然的条件の特徴を生かせる作物及び、生産物の流通コストが解消できる作物を推進するほか、高性能林業機械の導入、生産及び加工施設の近代化・集約（共同）化を推進する。また、本村の農林産資源・水資源を活かしたグリーンツーリズム等に取り組むほか、新エネルギーの普及・啓発にも取り組み、自然環境の保全を図る。

利便性と快適性が確保された地域づくりとして、交通・通信体制の整備を行う。村道小八重・清水岳線については、本村の谷内地区と国道を結ぶ唯一の路線として昭和48年3月12日村道に認定した。しかし、幅員が狭小な箇

所があり地区の安全通行に支障をきたしている状況にある。そこで、本路線の線形改良と併せて拡幅舗装を実施し、通行の安全性や公共施設までのアクセス時間の短縮するなどの利便性の向上を図るほか、農林産物の物流効率化を図る。また、本村の和田地区にある林道カイノキ谷線については開設すべき林道として、小川地区にある林道日平線と若宮地区にある林道和田越・南川線については、拡張（舗装）すべき林道として宮崎県地域森林計画に記載されており、森林へのアクセスを確保し、林業施業の効率化と間伐遅れになっている森林を解消する。その他の村道及び林道についても必要に応じ年次的に整備を進めるほか、路線バスの維持・存続のため関係者との協議を進める。ラジオ及び携帯電話の難視聴対策については、通信事業者に働きかけるとともに、近隣市町村と協力して使用可能地域の拡大に努める。また、テレビ難視聴地域については、共同受信施設を整備することによりその解消に努める。住民のインターネット利用環境については、村全域でのアクセス環境の向上を目指す。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

【施設の種類（事業区域）、実施主体】

- ・村道（西郷村） 西郷村
- ・林道（西郷村） 宮崎県、西郷村

【事業期間】

村道（平成19～21年度）、林道（平成17～21年度）

【事業費及び事業費】

- ・総事業量 6,281m（村道1,800m、林道4,481m）
- ・総事業費 443,946千円
 - 村道 270,000千円（うち交付金135,000千円）
 - 林道 173,946千円（うち交付金84,232千円）

5 - 3 その他の事業（支援措置によらない独自の取り組み）

地域再生法に基づく特別の措置を活用するほか、自然とともに安心して暮らせる村づくりを推進するため、「森林居住環境整備事業」「地域新エネルギー導入促進事業」「情報通信格差是正事業」等各種補助事業の導入を目指すほか、「グリーンツーリズム研究会」を設立し、本村での体験メニューや受け入れ態勢を検討するなど、行政だけでなく民間の活力を生かした事業を総合的かつ一体的に行う。

6 計画期間

認定の日から平成22年3月末まで

7 目標の達成に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに「地域再生協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし